

「（仮称）奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務募集要項

1. 適用

本要項は、奈良公園高度な案内書（ガイドブック）作成委託事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「（仮称）奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業

(2) 業務の目的

奈良県では、令和4年度に奈良公園の文化的魅力の向上に資する方策として、奈良公園内の社寺関係者や、大学の有識者等の執筆により、奈良公園の文化に関する案内書の原稿を作成した。

本年度は上記により作成した案内書を広く周知し、最大限活用するため、書店における有償頒布用書籍及び、中高生向け冊子の制作を実施する。

(3) 業務の内容

別添仕様書による

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託上限金額

9,322千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④ プロポーザルの参加表明書提出時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定第6条により入札参加資格を取り消され、その処分の日から二年を経過していない者でないこと。
- ⑤ プロポーザルの参加表明書提出時点で、引き続き一年以上営業を営んでいる者
- ⑥ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等

(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体) でないこと。

- ⑨ 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑩ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ ⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 同種又は類似の業務を過去10年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

同種業務：地方公共団体等が発注する書籍の制作業務

類似業務：地方公共団体等が発注する文化イベントの企画、広告業務のうち、有償でチケット等を販売したものまたは無償、有償を問わずパンフレットの作成を実施したもの

4. 日程

令和5年8月16日(木)	公告
8月24日(木)	質問票、参加表明書提出締切
9月4日(月)	企画提案書等提出締切
9月8日(金)	選定審査会開催
9月11日(月)	契約(予定)

5. 手続き等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課
電話番号 0742-27-8478
ファクシミリ 0742-27-8481

(2) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

- ①受付期間 令和5年8月16日(木)から
令和5年8月24日(木)17時まで
- ②受付方法 「質問票」(様式1)に必要事項を記載のうえ、(1)担当部局にファクシミリにて送付。
※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③回答方法 インターネットの「奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページ」に

随時、公表する。

※質問者への個別の回答は行わないものとする。

※公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 参加表明書（様式2）及び同種又は類似業務実績（様式3）の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、必ず参加表明書及び同種又は類似業務実績を締切までに1部提出すること。なお、参加表明書に加え、奈良県競争入札参加資格を有することを証明する書類を1部提出すること。

- ① 提出期限 令和5年8月24日（木）17時
- ② 提出先 (1)の担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く8時30分から17時まで（12時から13時までの間は除く。）、郵送にて提出の際は、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のア～オのとおり企画提案書等を提出すること。

提出書類	形式	提出部数	様式
ア 参加申込書	A4	正1部	様式4
イ 事業者概要書	A4	正1部、副8部	様式5
ウ 委託業務実施体制	A4	正1部、副8部	様式6
エ 企画提案書	A4又はA3	正1部、副8部	任意
オ 本業務の受託見積書	A4	正1部、副8部	任意
ウ 委託業務実施体制 <ul style="list-style-type: none">・編集責任者を1名以上配置すること。・編集担当者を1名以上配置すること。			
エ 企画提案書			
次の事項について提案し記載すること。（「企画提案書評価基準」を参考とすること。）			
a 業務実施方針			
b 業務実施スケジュール			
c 有償頒布用書籍の制作方法 <ul style="list-style-type: none">・タイトル、表紙等のデザインの考え方を提案すること。 (有償頒布に適した考え方をその根拠と共に示す事が望ましい)・書籍の仕様をその理由と共に提案すること。			
d 中高生向け冊子の作成方法 <ul style="list-style-type: none">・再編集の方法の考え方を記載すること。 (写真やイラストの使用方針などを、その根拠と共に示すことが望ましい)・冊子の仕様をその理由と共に提案すること。・現時点で作成可能なページレイアウト、全体構成のサンプルを提案すること。			
e その他 <ul style="list-style-type: none">・有償頒布の方法（紙媒体出版物及び電子出版物）について提案すること。 (紙媒体出版物の初版部数、電子出版物の頒布方法、価格、販売促進方法)・自社の有償頒布実績などの根拠に基づく提案とし、設定の根拠を示すこと。但し、			

副本には書籍名など提案者を特定することができる内容の記述をしないよう留意すること。

※提案書は本事業の目的を理解した上で記載すること。

※検討方法の提案について、複数ある場合は必ずそれぞれ複数記載すること。

オ 本業務の受託見積書

宛先は「奈良県知事 山下真」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

②提出期限 令和5年9月4日(月) 17時

③提出方法 持参または郵送に限る

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く8時30分から17時まで(12時から13時までの間は除く。)

郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

④提出先 (1)に同じ

※参加表明書提出後に企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

⑤企画提案書等作成上の留意事項

ア 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は日本産業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。

エ 企画提案書は15ページ以内(表紙を含む、但し15分以内で説明可能なページ数)とすること。なお、A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2ページとしてカウントする。

オ 原本以外については、提案者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。

カ 企画提案書が本募集要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

⑥その他

1事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、選定審査会において、『(仮称)奈良公園高度な案内書』制作・活用委託事業業務企画提案書評価基準に基づき審査を行うものとする。審査は非公開で行う。

②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和5年9月8日(金)(予定)に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

⑤プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

(1) により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、優秀提案者として選定する。ただし、総得点が一定基準（満点（100点×評価する審査委員数）の6割）に達しない場合は、最優秀提案者または優秀提案者とししない。

7. 事業者との契約

- ①最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- ②提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約締結の協議を行う。
- ③選定された者は、通知があり次第、担当者と打合せを行い、業務委託契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ④企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ⑤企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後は、契約を解除することがある。
- ⑥契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑦契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- ⑧契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、奈良県、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがある。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えない。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければならない。

8. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書等を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 採択された事業計画・事業提案は、奈良県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 非選定通知書による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。説明を希望する者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 3 2 号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日を除く。）以内に奈良県知事に書面により請求しなければならない。
- (6) 募集及び契約については、奈良県の都合（天災地変、感染症等）により中止又は延期することがある。この場合、奈良県は生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

以上